



新型コロナウイルス感染症拡大を受けて発令されました緊急事態宣言下で、当所は感染拡大防止に向けてセミナー・イベント・会議等の開催を中止し、会員の皆さまへの訪問活動も自粛させていただいております。

商工春秋6月号は通常の記事掲載を取り止めて、新型コロナウイルス感染症の関連情報に特化してお届けさせていただきます。何卒ご理解のほど、お願い申し上げます。

早期の終息と社会・経済活動の本格再開、会員企業皆さまの事業の発展をお祈りいたします。

新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆さまへ

(令和2年5月20日時点の情報)

掲載情報は随時、更新されます。最新情報は [四日市商工会議所](#) でご確認ください。

持続化給付金

経済産業省 コールセンター 0120-115-570
IP 電話専用回線 03-6831-0613



事業の継続を下支えし、再起の糧になるよう、事業全般に広く使える給付金

対 象 同感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者

給付額 中小法人等200万円、個人事業者100万円 ※ただし、前年1年間の売上から減少分が上限

要 件 1. 同感染症の影響で、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少

2. 2019年以前から事業による売上があり、今後も事業継続

3. 法人は①資本金または出資総額が10億円未満、または

②常時の従業員数が2千人以下

※2019年創業や売上の一定期間偏在にも特例あり

申 請 持続化給付金ホームページへアクセス

申請用ホームページ <https://jizokuka-kyufu.jp>

持続化給付金申請サポート会場開設



持続化給付金電子申請のサポート会場が5月14日、当所1階会議所ホールに開設されました。平日、休日とも9時半から17時半まで、専任スタッフが常駐して電子申請の手続をサポートします。

会場は新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、完全予約制で対応します。必ず、事前に予約を済ませてからご来場くださいますよう、お願いします。

詳細や予約は <https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html> からできます。申請サポート会場受付専用ダイヤル ☎0120-835-130 または、オペレーター対応のサポート会場予約窓口 ☎0570-077-866 でも予約できます。



新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル
平日 0120-154-505



運転資金や設備資金を、特別利子補給制度を併用して実質無利子で特別貸付へ

対象 同感染症の影響で一時的に業況悪化し、①最近1か月の売上が前年か前々年の同期より5%以上減少②業歴3か月以上1年未満の場合または、店舗増加や合併、業種の転換等で売上増加に直結する設備投資や雇用拡大を実施している場合など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合は、最近1か月の売上が(1)過去3か月の平均売上(2)令和元年12月の売上(3)令和元年10～12月の平均売上のいずれかと比べて5%以上減少した事業者

限度額 中小事業3億円、国民事業6千万円、無担保

民間金融機関における実質無利子・無担保融資



三重県による制度融資を活用し、民間金融機関の融資が実質無利子・無担保・据置最大5年融資へ拡大。信用保証協会の保証料も半額または、ゼロになります。

対象・要件 セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用し、下記要件を満たした場合
個人事業主（フリーランス、小規模）➡売上5%減で保証料・金利ゼロ
小・中規模事業者 ➡売上5%減で保証料1/2、売上15%減で保証料・金利ゼロ

融資上限額 3千万円

補助期間 保証料は全融資期間、利子補助は当初3年間 ※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者負担

担保・保証人 無担保、代表者は一定要件（①法人・個人分離②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

申請の流れ 金融機関がワンストップで効率的、迅速に手続きを実施
まずは、取引のある、または最寄の金融機関へご相談ください。

雇用調整助成金

三重労働局職業対策課助成金センター ☎059-213-9870
ハローワーク四日市 ☎059-353-5566



上限額は5月20日現在の数字です。変更等は随時最新情報をご確認ください。

経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合、休業手当の一部を助成する制度です。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を支援し、働く人の生活安定を図るため、4月1日～6月30日の緊急対応期間中に限り、全ての事業者を対象に同助成金の特例措置がさらに拡充されます。

拡充1 休業手当全体の助成率10/10 1人1日当たり上限額が8千330円へ

要件 ①中小企業であり解雇等せず雇用を維持②新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき三重県が行う要請により、休業または営業時間短縮を求められ、協力して休業を実施③労働者の休業に対して100%の休業手当または、上限額（8千330円）以上の休業手当を支払っている（支払率60%以上に限る）

拡充2 休業手当支払率60%超部分の助成率10/10

支援申請簡素化・企業負担軽減

従業員が概ね20人以下の小規模事業主を対象に申請を簡素化

これまで、書類を労働局窓口へ持参または郵送しなければならなかった助成金支給の申請が、オンラインでできるようになりました。事業主のメールアドレスと携帯電話番号を登録した上で申請書類を読み込ませる仕組みで、パソコンのほかスマートフォンでも可能

事前または事後に提出が求められていた休業等実施計画届も不要になりました。

休業等実施計画届 ➡ 5月19日から提出不要

オンライン申請 ➡ 5月20日正午から受付開始

小規模事業主（従業員が概ね20人以下の会社や個人事業主）を対象に支給申請がより簡素化されました。

詳細は厚生労働省「雇用調整助成金様式ダウンロード」から、「支給申請マニュアル」を参考に申請書作成ができます。

ご注意

新型コロナウイルス感染症に関する支援情報は時々刻々変化しており、当所は最新情報を迅速に把握して会員企業の皆さまへの周知に向けて、当所ホームページの情報を随時、更新しております。ぜひ、ご確認ください。

また、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆さまへ」もぜひ、ご確認ください。

経済産業省新型コロナウイルス感染症関連

検索

小規模事業者持続化補助金

日本商工会議所 ☎03-6447-2389



小規模事業者の販路開拓等の取り組みを支援

対象 小規模事業者

補助額 上限50万円、補助率2/3 ※同感染症の影響で売上減少した事業者等を審査において加点

締切 第3回10月2日（事業実施期間は交付決定日～令和3年7月31日）

第4回令和3年2月5日（同期間は同決定日～令和3年11月30日）

※申請支援は当所経営支援課☎059-352-8290で対応

テナント賃料減免支援補助金

四日市市役所
商工農水部商工課工業振興係 ☎059-354-8178



同感染症の影響や緊急事態宣言に伴う休業要請等で、売上が減少した賃借人（テナント等）の賃料を減免した賃借人（ビルのオーナー等）に減免額の一部を補助

対象 令和2年5月から7月の賃料の減免額

賃料を減免した賃借人で、四日市市内のビル等に入居しているテナントが中小企業・小規模事業者（個人事業者含む）であること

補助額 対象経費の1/2以内、上限は1テナントで3か月22万5千円、1か月7万5千円以内

市税の納付猶予

四日市市役所
財政経営部収納推進課 ☎059-354-8140, 8143



下記要件のいずれかに該当する場合、市税（住民税・固定資産税・都市計画税・法人市民税・事業所税）が申請により納付猶予を認められることがあります。

要件 同感染症の影響に伴い①財産に相当な損失が生じた②納税者本人または家族が罹患③事業の廃止または、休止④事業に著しい損失を受けた

猶予期間 原則1年以内、状況により最長2年

国民健康保険料の納付猶予

四日市市役所
健康福祉部保険年金課 ☎059-354-8160



要件 同感染症の影響に伴い、納付義務者が①事業または業務を停止②事業または業務に甚大な損害を受けた③・①②に類する理由がある

猶予期間 6か月以内（状況により6か月以内の期間において延長）

厚生年金保険料の換価・納付猶予

四日市年金事務所 ☎059-353-5515



換価猶予 厚生年金保険料の一時納付により、事業の継続が困難となるなど一定の要件に該当する場合、納付すべき保険料の納付期限から6か月以内に管轄の年金事務所へ申請することで換価の猶予が認められることがあります。

納付猶予 ①財産が災害または盗難に遭った②事業主または生計をともにする親族が罹患または負傷③事業を廃止または休止④事業に著しい損失を受けた—のいずれかに該当し、同保険料納付が困難な場合、管轄の年金事務所へ申請することで納付猶予が認められることがあります。

生活福祉資金制度 緊急小口貸付等の特例貸付

四日市市社会福祉協議会
総務課法人運営係 ☎059-354-8265



貸付の対象世帯を拡大して緊急小口資金・総合支援資金の特別貸付を実施

緊急小口資金：主に休業された方向け

対象 同感染症の影響で、休業等によって収入が減少し、緊急かつ、一時的な生計維持のため貸付を必要とする世帯

上限額 20万円以内 ※据置期間1年以内、償還期限2年以内、無利子保証人不要

総合支援資金：主に失業された方向け

対象 同感染症の影響で、収入減少や失業等による生活困窮で、日常生活の維持が困難となった世帯

上限額 月20万円以内（2人以上）、月15万円以内（単身）※貸付は原則3月以内とし、据置期間1年以内、償還期限10年以内、無利子保証人不要

労働保険の 年度更新期間延長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の労働保険の申告・納付期限が令和2年8月31日まで延長されます。

6月1日～7月10日 → **6月1日～8月31日**

事業主の皆さまは、申告書の提出、納付を8月31日までに済ませてください。

【特例猶予】

同感染症の影響で、令和2年2月以降の任意期間（1か月以上）で事業に係る収入が前年同期より概ね20%以上減少し、一時納付が困難な事業主の方は、申請によって労働保険料の納付が1年間猶予されます。

猶予の特例措置が適用されると、担保の提供は不要となり、延滞金も発生しません。

詳細は三重労働局総務部労働保険徴収室
☎059-226-2100へ

当所施設ご利用について

当所は当面、1階会議所ホールⅠ・Ⅱ、3階中会議室と4階研修室を新型コロナウイルス関連の各種相談会場として使用します。

なお、3階小会議室・同研修室は会員、非会員問わず県内事業所に限り、ご利用いただけます（※諸条件によって貸出できない場合もあります）。

会員の皆さまにはご不便をお掛けいたしますが、ご理解ご了承のほど、お願い申し上げます。

問い合わせは当所会員サービス課 ☎059-352-8193へ

●6月カレンダー

1	月
2	火 ●総務・運営委員会
3	水
4	木 ★不動産・会社法人登記相談
5	金 ●四日市みなとまちづくり協議会設立総会
6	土
7	日
8	月 ★法律相談
9	火 ●正副会頭会議
10	水 ●当所学生就職PRセンター監査 ★特許相談 ★よろず・IT窓口相談
11	木 ★事業承継相談
12	金
13	土
14	日
15	月
16	火 ★総合経営相談
17	水 ●監事会 ★記帳継続指導・税務相談 ★労務相談
18	木 ●当所学生就職PRセンター役員会
19	金 ★貿易ビジネス相談
20	土
21	日
22	月
23	火
24	水
25	木
26	金
27	土
28	日
29	月
30	火 ●常議員会 ●第1回通常議員総会

★詳細は下表参照

6月

専門家による定期相談のお知らせ

会場：当所2階相談室

相談事項	日時	専門指導員／相談員	相談内容（例）
法律相談	8日(月) 13:30～	弁護士 伊藤 友一	*契約上の留意点・取引上のトラブル *売掛金回収等における法的措置 等
不動産・会社法人登記相談	4日(木) 10:00～	司法書士 石川 秀策	*会社・その他の法人設立の際の手続き、メリット・デメリット 等 *不動産相談全般(事業上のご相談に限ります)
記帳継続指導・税務相談	17日(水) 13:00～	税理士 渡邊 洋二	*現金出納帳等のつけ方から、決算・申告の仕方の指導 等
貿易ビジネス相談 ^(※1)	19日(金) 14:30～	ジェトロ三重貿易情報センター	*海外展開に関する検討と準備項目、ジェトロ等公的機関の活用、 英文会計の英語 *海外取引等における留意点 *輸出入貿易の進め方 *英文商品売買契約書作成の留意点、 その他各種英文契約書等の紹介 等
特許相談	10日(水) 13:30～	弁理士 小林 宜延	*特許、実用新案、意匠等に関する出願、請求、その他の手続き 等
労務相談	17日(水) 13:30～	社会保険労務士 若林 正清	*就業規則等の策定、人事・賃金問題 等
総合経営相談	16日(火) 13:30～	(株)企業経営管理センター	*創業に係る経営全般、新分野への進出 *経営に係る相談全般 等
よろず・IT窓口相談 ^(※2)	10日(水) 13:30～	三重県産業支援センターよろず支援拠点	*経営に係る相談全般 等 *ホームページへの集客、ネットショップ IT導入 等 *ITにまつわる相談
事業承継相談 ^(※3)	11日(木) 13:30～	三重県産業支援センター事業引継ぎ支援センター	*事業承継に関する相談全般

◆相談は会員無料(事業外は一部有料)、非会員は※1、2、3を除く6相談は、30分5,000円(消費税別)いただきます。

◆経営安定特別相談室(経営危機の際の各種相談)を開設しております。お気軽におたずねください。

◆申し込みは相談日前々日迄に、経営支援課 ☎059(352)8290へ